

『「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」に係る解釈』の概要

第一 農業支援活動の内容及び範囲について

- 農作業、製造・加工作業、運搬・陳列・販売作業のいずれについても、派遣先農業経営体以外の者からの受託作業を含む
- ※ 委託者と外国人材との間で指揮命令関係がある場合においては、職業安定法で禁止される労働者供給事業に該当するおそれがある点に留意

第二 外国人農業支援人材が満たすべき要件について

- 「実務経験を有する者」: 職歴等を証する文書により、1年以上、出身国等で農作業に従事した実務経験があることが確認できる者
- 「知識・技能を有する者」: 耕種と畜産に分類した上で、①技能実習2号修了者、②民間団体が実施する試験の合格者に該当する者
- 「日本語能力」: 指示内容を的確に理解し、一緒に作業に従事する日本人労働者ともコミュニケーションがとれる程度
- ※ 上記①及び②は、必要な日本語能力を有する者に該当

第三 特定機関が満たすべき基準について

- 「本社又は直営の事業所」: 労働者派遣法に基づく厚生労働大臣の許可を受ける必要
- 「同等の農業支援活動に日本人が従事する場合の報酬」: 特定機関から同一の派遣先農業経営体に派遣される日本人同等活動従事者の報酬
- ※ 上記に該当する者がいない場合は、当該派遣先農業経営体に雇用される日本人同等活動従事者の報酬とし、これに該当する者もない場合は、事業実施区域内等における日本人同等活動従事者の報酬を勘案した報酬とする
- 「通算3年」: 農繁期のみ在留して農業支援活動を行い、農閑期は出国するといった形態も認められる
- ※ 技能実習従事後に、帰国後1年を経過していない者を外国人農業支援人材として雇用することは不可
- 「受入れに際して関与する他の機関」: 指針や技能実習法施行規則の規定に違反する行為を行っていないことを確認
- 「農作業を主としなければならない」こと: 派遣期間中に提供される農業支援活動を全体として見た場合に、天候不順、天災等やむを得ない場合を除き、農作業に従事する時間が過半となることをいい、派遣期間全体を通じて判断
- 「経済的基礎」: 過去3年分の売上、利益等が健全な状態にあること等 ※ 設立後3年を経過していない法人については個別に判断
- 「①事業実績 又は ②人的構成」: ① 労働者派遣法の許可を受け、農業経営体への派遣実績があること
② 農業現場の実情を把握できる体制を有していること
- その他、特定機関による「研修」の内容や、「特定機関による不正又は著しく不当な行為」に該当する行為について規定

第四 派遣先農業経営体の要件について

- 「①雇用経験 又は ②派遣先責任者講習その他これに準ずる講習の受講」:
① 労働者を少なくとも6ヶ月以上継続して雇用した経験
② 「準ずる講習」には、労働者派遣法における派遣先の講ずべき措置等の解説が行われる講習が該当
- 「労働時間、休憩及び休日」: 農業は労働時間、休憩、及び休日に関する労働基準法の規定は適用除外となる一方、過重な長時間労働とならないよう、適切に管理しなければならない
- ※ 派遣先農業経営体の業種はその主たる業務により事業場ごとに判断され、農業以外の業種と判断される場合には、労働基準法の労働時間、休憩及び休日に関する規定が適用される点に留意
- その他、「派遣先農業経営体による不正又は著しく不当な行為」に該当する行為について規定